

地方独立行政法人法第31条の検討について(案)

【資料1】

1 第1期中期目標期間終了時の検討について

公立大学法人奈良県立医科大学について、第1期(平成19年度～)の成果等を踏まえ、第2期(平成25年度～)における業務継続の必要性、組織及び業務全般に対する県の考えを示す。

2 第1期中期目標期間(平成19年度～)の成果等

第1期における成果

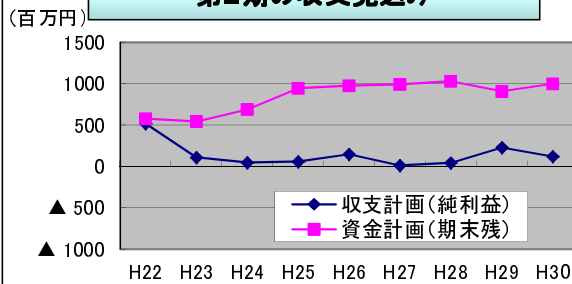
- <教育・研究>
 - 学生定員の増と、地域枠と緊急医師確保枠の設定
 - 6年一貫教育プログラムに基づく体系的教育や地域基盤型学習の実施
- <診療>
 - 7対1看護の導入と看護師確保の取組
 - 医師が研修や実習に専念できる環境の整備
 - 予約診療システムの導入や入院患者の退院支援
 - クリニカルパス作成による診療の効率化や均質化
 - 患者アメニティの整備、総合相談窓口の設置
- <業務運営>
 - 経営状況の改善(22年度は当期純利益を計上)
 - 7対1看護の導入、施設基準の積極的な取得など診療活動についての収益改善の取り組み

県が法人に求めるもの

奈良の医療をよくすること - 地域医療の充実 -

- <地域貢献>
 - ◎ 医師を適切に確保する体制、看護師の充足
 - ◎ 医科大学を中心としたまちづくりへの協力
- <教育>
 - ◎ 幅広い教養・知識や奈良に愛着を持った人材(医療人)の育成
- <研究>
 - ◎ 地域に役立ち、独自性のある研究の推進
- <診療>
 - ◎ 高度医療提供体制の充実、患者満足の向上

第2期の収支見込み



第1期の残された課題

- <教育・研究>
 - 幅広い教養やコミュニケーション力を身につける教育システムの確立
 - 看護実践研究や、看護実践研究センターの設立
 - 教員が研究に専念するための長期研修制度の導入
- <診療>
 - 医師供給機能の充実など地域医療の貢献に対する中核機関としての役割
- <業務運営>
 - 看護学科卒業生の県内医療機関への就職率の向上
 - 成果を挙げた教員のインセンティブが働く制度づくり

- ◇ 第1期は、一定の成果を挙げ、「中期目標・中期計画の達成に向けて、おおむね順調な進捗状況」と評価を受けており、第2期についても、第1期と同レベル以上の運営が期待できる。
- ◇ 第2期における収支見込みは、中央手術棟への大規模投資により減価償却費負担が増加するものの、第1期よりも安定することが見込まれる。

- ◇ 奈良の医療をよくするため、第2期において、次世代を担う医師・看護師の養成と、地域貢献への取り組み等を着実に、かつ効果的・効率的に進めるためには、法人による業務運営を継続することが妥当である。
- ◇ 第1期の残された課題については、組織及び経営基盤の強化に努めつつ、第2期に法人が責任を持って果たすべき。

3 第2期中期目標期間(平成25年度～)の方針

以上のことから、総合的に考慮した結果、第2期中期目標期間において、引き続き、現在の公立大学法人の組織として業務を継続させることを前提として、そのミッションを実現するための中期目標を策定する。

なお、第1期の残された課題については、さらに改善を進めつつ、第2期での達成を目標とする。

(参考) 地方独立行政法人法
第31条(中期目標の期間の終了時の検討)

設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。